(入所等徴収金の額の改定等)

第二十一条　地域県民局長は、必要に応じその都度、入所納入義務者の負担能力について調査を行い、入所納入義務者に適用される前条第二項の階層区分に変更があつたときは、当該変更の事由が生じた日の属する月の初日において徴収金の額の改定を行わなければならない。

2　地域県民局長は、前項の規定により入所等徴収金の額を改定したときは、費用徴収額改定通知書により、改定後の入所等徴収金の額を入所納入義務者に通知しなければならない。

3　入所納入義務者は、災害、病気その他やむを得ない事由により収入若しくは所得又は租税、社会保険料、医療費等の必要経費に著しい変動が生じたため入所等徴収金を納入することが困難であるときは、費用徴収額改定申請書により、入所等徴収金の額の改定を、当該入所等徴収金の額を決定した地域県民局長に申請することができる。

4　第一項及び第二項の規定は、前項の申請があつた場合に準用する。

5　地域県民局長は、第三項の申請があつた場合において当該申請の却下の決定をしたときは、費用徴収額改定申請却下通知書により、申請者に通知しなければならない。